平成２２年（フ）第１６９号
茨城県水戸市堀町2271―６　立原コーポ３号棟102号、住民票上の住所茨城県水戸市堀町2023番地の271　コーポ板橋101号
債務者　中庭　光子
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７９号
茨城県鉾田市上冨田1801番地６フローラルハイツオオバ１号
債務者　宮司　弘志
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８１号
茨城県ひたちなか市栄町２丁目８番19号
債務者　栗田　和也
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２４３５号
京都市下京区五条通堀川東入小泉町113番地１　パティオ林
債務者　出口　裕之
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７６号
京都市右京区西院久田町62番地
債務者　長縄　美和（旧姓小梶）
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町16番地１長田ハイツ403
債務者　中川　和哉
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
京都市山科区御陵岡ノ西町40番地８
債務者　伊藤　弘夫
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
京都市北区上賀茂藤ノ木町１番地　神座荘15
債務者　システムキョートこと　柏　　敏男
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地22　301
債務者　伊藤　一郎
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５７７号
京都市東山区本町20丁目453番地の１
債務者　奥　　弘海
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６１３号
京都市中京区壬生坊城町48番地の３　壬生坊城第２団地４棟227号
債務者　渡邉　幸子
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
兵庫県加古川市米田町平津392番地の56　ＳＵハイツＥ号
債務者　藤田　昌弘
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２１８号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田751グランエスポワール104号、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区細江175番地エンブレイス姫路303
債務者　竹中　大偉
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２４０号
兵庫県姫路市北平野４丁目15番28号　レジェンド北平野103号
債務者　河濟　英映
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２４４号
兵庫県神崎郡市川町甘地769番地の50
債務者　岩田　智裕
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３１０号
広島市南区猿猴橋町４番17―401号
債務者　高橋キヨ子
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３６号
広島市東区馬木１丁目635番地１
債務者　伊藤　令子
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部